



福島医発第 2415 号 (地)
令和 2 年 12 月 14 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた障害年金診断書の取扱いについて

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、障害基礎年金、障害厚生年金等の受給権者等は、障害の現状に関する医師等の診断書を日本年金機構に提出することが求められるなど、申請に当たって医療機関の受診が必要となっているところです。

先般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、可能な限り、治療の観点からは急を要さない障害年金診断書の取得等のみを目的とした受診を回避するため、提出期限が令和 2 年 2 月末日から令和 3 年 2 月末日までの間にある受給権者等について、提出期限が 1 年延長されたところです (令和 2 年 5 月 22 日付福島医発第 583 号 (地) にて貴会宛送付)。

今般、現下の国内の感染状況においては外出自粛要請等が行われていないこと、及び障害状態の審査を通じて障害年金の的確な給付を行う必要があることを踏まえ、提出期限が令和 3 年 2 月末日以降である受給権者については、通常の手続きにより行うこととなり、厚生労働省より日本医師会を通じて周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

障害福祉担当理事 古川哲也
会長 島田昇二郎

(健Ⅱ359)
令和2年12月1日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた障害年金診断書の取扱いについて

障害基礎年金、障害厚生年金等の受給権者等は、障害の現状に関する医師等の診断書を日本年金機構に提出することが求められるなど、申請に当たって医療機関の受診が必要となっているところであります。

先般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、可能な限り、治療の観点からは急を要さない障害年金診断書の取得等のみを目的とした受診を回避するため、提出期限が令和2年2月末日から令和3年2月末日までの間にある受給権者等について、提出期限が1年延長されたところであります（令和2年5月19日付健Ⅱ130にて貴会宛ご送付）。

今般、現下の国内の感染状況においては外出自粛要請等が行われていないこと、及び障害状態の審査を通じて障害年金の的確な給付を行う必要があることを踏まえ、提出期限が令和3年2月末日以降である受給権者等については、通常の手続きにより行うこととなり、厚生労働省より本会に対して周知方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管内郡市区医師会及び関係医療機関への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

令和2年11月24日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省年金局
事業管理課給付事業室

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた障害年金診断書の取扱いについて

平素より年金事業にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた障害年金診断書の取扱いについては、令和2年厚生労働省告示第197号「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に伴う国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は年金受給者が診断書を提出すべき日を延長する件」により、障害年金診断書の提出期限が令和2年2月末日から令和3年2月末日までの間にある受給権者等を対象に、提出期限をそれぞれ1年間延長する措置を実施したところですが、延長後の提出期限が令和3年2月末日以降である受給権者等については、現下の国内の感染状況においては外出自粛要請等が行われていないこと、及び障害状態の審査を通じて障害年金の的確な給付を行う必要があることを踏まえ、通常どおり、障害年金診断書を提出いただくこととし、令和2年11月末から、順次、日本年金機構より受給権者等に対して診断書様式を送付することといたしました。

つきましては、本件について、貴会会員等に対して周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【本件連絡先】

厚生労働省年金局事業管理課
給付事業室 本山

電話 03-5253-1111（内線 3593）

FAX 03-3595-2708